明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一一）　二

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　四

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**四）　三五

○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**四）　五

〔**告　示**〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**金融庁**一七）　六三

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**一八）　八九

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**四）　一〇五

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**同**五）　一一五

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**八）　一二三

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**同**九）　一三〇

○第十二次鉱業労働災害防止計画（**経済産業**六八）　一三三

○特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（**同**六九）　一三三

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（**環境**三一）　一三三

○特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（**同**三二）　一三五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十一号（瀬戸内海広域漁業調整委員会）　一三七